

高知県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（令和3年度見直し）

(新)	(旧)
<p>はじめに 1. (1)～(2) (略) (3) 計画の期間 (略)</p>	<p>はじめに 1. (1)～(2) (略) (3) 計画の期間 (略)</p>
<p>第1章 供給の目標 1. (略) 2. (略) 3. 供給目標 (1) 公的賃貸住宅の供給目標 高知県住生活基本計画で定められた供給目標を踏まえ、公的賃貸住宅の供給主体と連携し、公的賃貸住宅の供給を計画的に進めます。 ◇高知県住生活基本計画(R3～R12)供給目標 < 5, 700戸 > (2) (略)</p>	<p>第1章 供給の目標 1. (略) 2. (略) 3. 供給目標 (1) 公的賃貸住宅の供給目標 高知県住生活基本計画で定められた供給目標を踏まえ、公的賃貸住宅の供給主体と連携し、公的賃貸住宅の供給を計画的に進めます。 ◇高知県住生活基本計画(H23～H32)供給目標 < 5, 600戸 > (2) (略)</p>

(新)	(旧)
<p>第2章 目標を達成するために必要な事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1)～(2) (略)</p> <p>(3) セーフティネット住宅の登録に関する基準の緩和</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録住宅(共同居住型住宅)の規模に関する基準</p> <p>規則第11条ただし書き及び第12条第二号ロの国土交通大臣が定める基準(平成29年度国土交通省告示第941号)第2条第1号から第3号に規定する床面積及び定員に関する基準について、以下のとおり緩和します。</p> <p>(ア) 共同居住型賃貸住宅(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く)の床面積(単位:㎡)は次の式によって計算した数値以上とします。</p> <p>14A+10 (ただし、A≥2)</p> <p>この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。)の定員を表すものとします。</p> <p>(イ) (削除)</p> <p>(イ) 共同居住型賃貸住宅(ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く)のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積は8㎡以上とします。</p>	<p>第2章 目標を達成するために必要な事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1)～(2) (略)</p> <p>(3) セーフティネット住宅の登録に関する基準の緩和</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録住宅(共同居住型住宅)の規模に関する基準</p> <p>規則第11条ただし書き及び第12条第二号ロの国土交通大臣が定める基準(平成29年度国土交通省告示第941号)第2条第1号から第3号に規定する床面積及び定員に関する基準について、以下のとおり緩和します。</p> <p>(ア) 共同居住型賃貸住宅の床面積(単位:㎡)は次の式によって計算した数値以上とします。</p> <p>14A+10 (ただし、A≥2)</p> <p>この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。)の定員を表すものとします。</p> <p>(イ) 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分における各専用部分の入居者の定員を子どもを養育しているひとり親世帯については、以下のとおり扱うものとします。</p> <p>各専用部分の定員は「各専用部分の床面積÷8㎡」人とします。</p> <p>※入居者数については、以下のとおりの算定とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 0.25人 ・ 3歳以上6歳未満 0.50人 ・ 6歳以上10歳未満 0.75人 ・ 10歳以上 1.00人 <p>(ウ) 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積は8㎡以上とします。</p>

(新)	(旧)
<p>(ウ) ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積（単位：㎡）は次の式によって計算した数値以上とします。 $14B+22C+10$（ただし、$B \geq 1$かつ$C \geq 1$または$B=0$かつ$C \geq 2$） この式において、Bは、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。）の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む）を表すものとし、Cは、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数を表すものとします。</p> <p>(エ) ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。）である部分にあっては、各専用部分の床面積は8㎡以上、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積は12㎡以上とします。 ただし、ひとり親世帯向け共同居住型住宅の床面積が次の式によって計算した数値以上である場合におけるひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積は10㎡以上とします。 $14B+24C+10$（ただし、$B \geq 1$かつ$C \geq 1$または$B=0$かつ$C \geq 2$）</p> <p>3. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. (略)</p>